

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について・・・	2
道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について・・・	5

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送
法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止

事案番号：25C01

事業者名：中田商会 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年8月4日（月曜日）

10時00分から（埼玉県） AB聴聞室

13時00分から（久喜市） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は
名称及び住所

・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

・久喜市長 埼玉県久喜市下早見85-3

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和7年8月1日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

地方自治体名 埼玉県

(首長名) 埼玉県知事 大野 元裕

意見の陳述書

今般、令和7年8月4日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止

事案番号：25C01

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

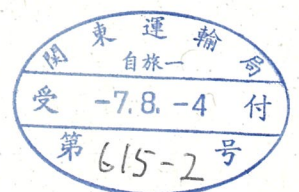
埼玉県知事 大野 元裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

利用者の減少や燃料費等の高騰、バス乗務員の不足の影響により、当該路線を休止することについてはやむを得ないとする。

ただし、休止日は予定を早めることなく、令和7年12月1日とされたい。

また、休止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



令和7年8月1日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県久喜市下早見85—3
地方自治体名 久喜市
(首長名) 久喜市長 梅田 修一

意見の陳述書

今般、令和7年8月4日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：25C01

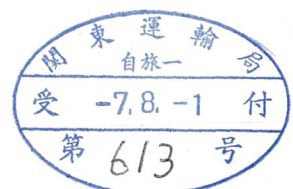
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
久喜市長 梅田 修一

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線は、輸送の安全確保にかかる経費の増加、利用者の減少や燃料費の高止まりにより、休止することについてはやむを得ないとする。

しかしながら、休止日については、予定どおり令和7年12月1日としていただきたい。

また、路線休止について、バス利用者や周辺住民等へ遺漏のないよう周知を徹底するとともに、十分な説明に努めるようお願いしたい。



公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社オートピア

代表取締役 今井 直人

東京都八王子市打越町2003番地6

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社オートピア スーパーオートバックス八王子 検査工場

東京都八王子市打越町2003番地6号

認証番号 第1-10757号

指定番号 関東指第1-3577号

4. 期 日

令和7年9月8日（月） 10時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の8第1項第3号の規定違反

令和7年8月25日

関東運輸局長 藤田 礼子